

第7次 松山市総合計画審議会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

役職	氏名	所属等
会長	檀 裕也	松山大学 副学長
副会長	堀 利栄	愛媛大学 大学院理工学研究科 教授
委員	井口 梓	愛媛大学 社会共創学部 地域資源マネジメント学科 准教授
委員	岩田 和之	松山大学 経済学部 経済学科 教授
委員	大石 紗己	独立行政法人 国際協力機構 愛媛デスク 国際協力推進員
委員	影浦 紀子	松山東雲女子大学 人文科学部 心理子ども学科 准教授
委員	倉本 逸男	公募
委員	坂谷 安遥	公募
委員	佐川 東輝枝	公益財団法人 えひめ女性財団 理事
委員	高岡 奈々葉	公募
委員	高須賀 大	公募
委員	高田 名奈	株式会社日本政策投資銀行 松山事務所 副調査役
委員	高橋 祐二	松山商工会議所 会頭
委員	竹下 浩子	愛媛大学 教育学部 准教授
委員	武田 孝二	全国農業協同組合連合会 愛媛県本部 副本部長
委員	橋本 俊晴	公募
委員	本田 元広	公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団 理事長
委員	松村 暢彦	愛媛大学 社会共創学部 環境デザイン学科 教授
委員	村岡 則子	聖カタリナ大学 人間健康福祉学部 社会福祉学科 教授
委員	森脇 亮	松山市防災教育推進協議会 会長

○松山市総合計画策定条例（平成24年条例第5号）（抄）

（総合計画審議会への諮問）

第7条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、松山市総合計画審議会条例（昭和47年条例第32号）第1条に規定する松山市総合計画審議会に諮問するものとする。

○松山市総合計画審議会条例（昭和47年条例第32号）（抄）

（職務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、松山市総合計画に関する事項を審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

（委員）

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。

3 前項の規定にかかわらず、委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長および副会長）

第5条 審議会に、会長および副会長各1名を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。